

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の通知書を発送します

令和6年度の通知書を7月に送付します。通知書が届いたら内容を確認し、期限までに納付をお願いします。

問い合わせ先 税務課 ☎23-3922

納付方法

●普通徴収

納付書または口座振替による納付です。

●特別徴収

年6回、偶数月に支給される年金から天引きします。

納付方法の変更

国民健康保険税と後期高齢者医療保険料は、特別徴収から口座振替に変更することができます。金融機関に口座振替依頼書を提出し、税務課または各支所で納付方法の変更手続きをしてください。

災害で大きな損害を受けたなど、特別な事情で納付が困難な場合は、申請すると猶予や減免を受けられる場合があります。詳しくは相談してください。

普通徴収の納期限

第1期 全期	7月31日(水)
第2期	9月2日(月)
第3期	9月30日(月)
第4期	10月31日(木)
第5期	12月2日(月)
第6期	12月25日(水)
第7期	1月31日(金)
第8期	2月28日(金)

令和6年度新たな非課税世帯・均等割のみ課税世帯向け 物価高騰対応重点支援給付金



●対象

- ・住民税非課税世帯、住民税均等割のみ課税(定額減税前)世帯
- ・基準日(令和6年6月3日)時点で本市に住所がある世帯で、令和6年度新たな住民税非課税者、住民税均等割のみ課税者で構成されている世帯
- ・課税者の扶養親族等のみで構成された世帯を除く

※注意(右図参照)

令和5年度非課税世帯等の給付金(7万円・10万円)の対象世帯は、対象外です。

●子ども加算分

上記の給付金対象世帯のうち、加算対象となる子ども(平成18年4月2日～令和6年9月30日までに生まれた子ども)を含む世帯が対象です。

※加算対象となる子どもと生計を同一にしている場合に限る

●申請方法

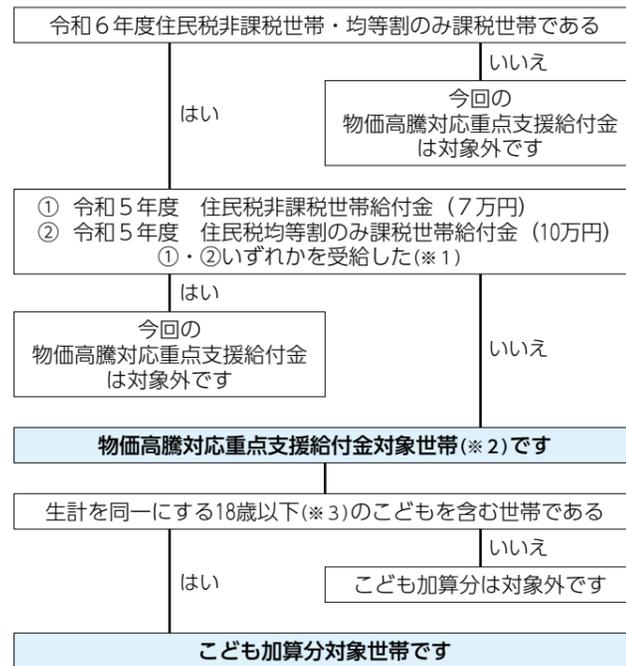
市から対象世帯へ確認書を送付します(7月中旬以降順次発送予定)。必要事項を記載し、同封の返信用封筒で提出してください。

●給付金

1世帯当たり10万円
子ども加算分：子ども1人当たり5万円

●申請期限

10月31日(木)まで(当日消印有効)



- ※1 未申請、辞退した世帯も含まれます。
- ※2 課税者の扶養親族等のみで構成される世帯は除きます。
- ※3 平成18年4月2日～令和6年9月30日までに生まれた子ども

問い合わせ先

社会福祉課 福祉総務係 ☎23-3930

市職員を募集します

●試験区分・募集人数など

区分	人数	受験資格
一般事務〈初級〉 (高等学校卒業程度)	2人程度	平成15年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた人(4年制大学を卒業、または卒業見込みの人は受験不可)
建築〈初級〉 (高等学校卒業程度)	1人程度	平成2年4月2日以降に生まれた人で、建築系学科を卒業した人または令和7年3月31日までに卒業見込みの人(4年制大学を卒業、または卒業見込みの人は受験不可)
社会福祉士 (大学卒業程度)	1人程度	平成2年4月2日以降に生まれた人で、社会福祉士の資格を持つ人または令和7年3月31日までに取得見込みの人

●第1次試験日 9月22日(日)

●受付期間

8月1日(木)～15日(木)

午前8時30分～午後5時15分

(土・日曜日、祝日を除く、郵送は当日消印有効)

●申し込み方法

秘書課(市役所4階)に持参、郵送またはインターネットから申し込み

〒768-8601(住所記載不要)

観音寺市秘書課人事係 宛

●試験案内・試験申込書

7月1日(月)から、総合案内所(市役所1階)と秘書課(市役所4階)で配布します。市ホームページからもダウンロードできます。

●注意

- ・本年度に観音寺市が実施している採用試験との併願はできません。
- ・電話や電子メールでの資料請求はできません。
- ・台風接近等のため、試験日を変更する場合は市ホームページでお知らせします。
- ・上記の試験区分以外にも追加で試験を実施する場合があります。

問い合わせ先 秘書課 人事係 ☎23-3915
☎23-3920

詳しくはホームページを確認してください!



先輩からのメッセージ



建設課 建築技師

現在は、主に公共施設の設計および監理や住宅の耐震化等の補助申請業務を行っています。地図に残る、やりがいのある仕事です。一緒に働ける日をお待ちしています。



高齢介護課 社会福祉士

高齢者の皆さんが安心して暮らせる市になるよう頑張っています。困難な課題に直面することも多いですが、やりがいを感じられる仕事です。ぜひ一緒に仕事をしませんか?

先輩たちのメッセージはこちらから

先輩職員の志望理由や仕事の内容、やりがいなどをホームページに掲載しています。



入院・通院時の窓口負担

一定の要件に該当し、「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示すると、入院・通院時に窓口で支払う一部負担金や食事代が自己負担限度額までになります。認定証は、健康増進課または各支所で事前に申請してください。マイナ保険証を利用して受診する場合は、原則申請不要です。

国民健康保険

70歳未満と70歳以上では、限度額が異なります。70歳未満の人は、所得区分に関わらず申請が必要です。70歳以上の人は、所得区分によって認定証の要否が変わるため、窓口で確認してください。認定証の有効期限は7月31日までです。令和5年度に交付を受けていた人で、本年度も必要な場合は、7月下旬以降に再度申請をしてください。

●申請に必要なもの

- ・被保険者証
- ・マイナンバーが分かるもの
- ・本人確認ができるもの（運転免許証など）

問い合わせ先

健康増進課 国保医療係 ☎23-3927
香川県後期高齢者医療広域連合事務局
☎087-811-1866

●注意

- ・世帯内に異動があると、適用区分が変わる場合があります。必ず届け出をしてください。
- ・保険料（税）を滞納していると、認定証の交付を受けられない場合があります。
- ・住民税非課税世帯（70歳以上の人は区分Ⅱ）で、新たに91日以上入院した人は、入院日数を確認できる領収書などを持参し、申請してください。

後期高齢者医療

令和5年度に認定証の交付を受けていた人は、本年度も認定証の交付対象であれば申請不要です。新たな認定証を7月下旬に送付します。※令和6年12月2日以降はマイナンバーカードとの一体化により新規発行や再発行ができなくなります。マイナ保険証を利用するか、持っていない人には認定証の代わりとなる「資格確認書」に負担区分などを記載して交付します。

●申請に必要なもの

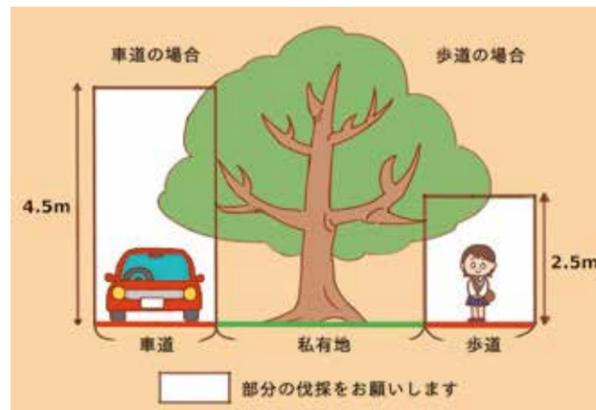
- ・被保険者証
- ・マイナンバーが分かるもの
- ・本人確認ができるもの（運転免許証など）
- ・本人または世帯員が令和6年1月1日に市内に在住していない場合は、その人の令和6年度の非課税証明書（住民税・所得課税証明書）

道路上に張り出した樹木の伐採をお願いします

道路を安全に利用するために、道路や歩道上に張り出している樹木や枯れ木、折れ木、竹木等の繁茂など、通行への障害がある場合は樹木の剪定・伐採をお願いします。

●注意

- ・道路に張り出している樹木が原因で、歩行者や自動車などの事故が発生した場合は、樹木の所有者が責任を問われる場合があります。
- ・緊急の場合は、道路通行の支障となる樹木や枝などを予告なく伐採・撤去することがあります。



問い合わせ先 建設課 管理係 ☎23-3935

国民健康保険被保険者証・後期高齢者医療被保険者証を送付します

現在お持ちの被保険者証は、7月末が有効期限です。8月から使用する新しい被保険者証は、7月中旬以降に「特定記録郵便」で送付します（国民健康保険は白色、後期高齢者医療保険は黄色の封筒）。7月末になっても被保険者証が届かない場合や記載内容に相違がある場合は、健康増進課に連絡してください。

●注意

- ・住民票に記載されている住所地へ送付します。住所地以外への送付を希望する場合は、事前に郵便局で転送の届け出を行ってください。
- ・紛失などには十分注意してください。
- ・宛名などを記載している台紙から、被保険者証をはがして使用してください。



こげ茶色から水色に変更



両端が緑色から紫色に変更

●マイナンバーカードと被保険者証が一体化されます

令和6年12月2日以降、被保険者証が廃止されます。今回お送りする被保険者証は有効期限まで利用できます。令和6年12月2日以降に被保険者証を紛失したり、差し替えが必要となった場合は「マイナ保険証」※1、または「資格確認書」※2を利用してください。被保険者証廃止後は、お手持の被保険者証の有効期限が切れる前に、マイナ保険証の登録状況に応じて「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」※3をお送りします。

※1 マイナ保険証

被保険者証として利用できるように登録をしたマイナンバーカード。利用登録をしていないマイナンバーカードは被保険者証として利用することはできません。

利用登録は、マイナポータルや医療機関に設置されているカードリーダー、市役所市民課などで行うことができます。



厚生労働省
ホームページ

※2 資格確認書

マイナ保険証を持っていない人が保険診療を受けられるように交付される、現行の被保険者証の代わりとなるものです。

※3 資格情報のお知らせ

マイナ保険証を持っている人が被保険者証の情報を簡単に確認できるよう交付されるものです。医療機関では使えませんので、受診の際はマイナ保険証を持参してください。

問い合わせ先

国民健康保険被保険者証について 健康増進課 国保医療係 ☎23-3927
後期高齢者医療被保険者証について 香川県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎087-811-1866